

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、十九首・小鷹町地区沿道整備土地区画整理事業の終了を認可した。

平成29年3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 事業の名称  
十九首・小鷹町地区沿道整備土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
掛川市
- 3 事業施行期間  
平成25年2月19日（施行認可公告の日）から平成29年3月31日まで
- 4 施行地区に含まれる地域の名称  
掛川市十九首・小鷹町・下俣の各一部
- 5 施行認可の年月日  
平成25年2月19日
- 6 事業終了の認可の年月日  
平成29年3月28日